

東広島市監査公表第10号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和7年度上半期に定期監査等を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和7年10月21日

東広島市監査委員	天神山 勝浩
同	五 丁 和 夫
同	北 林 光 昭
(公 印 省 略)	

令和 7 年度上半期定期監査等結果報告書

第 1 監査の対象

対象部局等		対象期間
総務部	総務課	令和 6 年度（令和 7 年 3 月末現在）
総務部	秘書課	令和 6 年度（令和 7 年 3 月末現在）
財務部	財政課	令和 6 年度（令和 7 年 3 月末現在）
財務部	収納課	令和 6 年度（令和 7 年 5 月末現在）
地域振興部	八本松出張所	令和 6 年度（令和 7 年 4 月末現在）
地域振興部	志和出張所	令和 6 年度（令和 7 年 4 月末現在）
地域振興部	高屋出張所	令和 6 年度（令和 7 年 4 月末現在）
都市交通部	都市計画課	令和 6 年度（令和 7 年 4 月末現在）
消防局	予防課	令和 6 年度（令和 7 年 3 月末現在）
公平委員会		令和 6 年度（令和 7 年 3 月末現在）

第 2 監査の期間

令和 7 年 5 月 1 4 日から令和 7 年 1 0 月 8 日まで

第 3 監査の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

第 4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 5 監査の結果

第 1 から第 4 に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていた。なお、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。

第6 監査意見

今期の定期監査においては、関係法令等に従い、おおむね適正に執行されていたが、一部において軽微な誤りが見受けられ、また複数の所管課で同様の内容であった。誤った事務処理のほとんどは初歩的な不注意や確認不足によるものである。今一度、職員の意識向上とチェック体制の確立を図り、関係法令及び例規等を遵守した事務改善に努めていただきたい。